一般廃棄物	処理	施設変	更届	出書
-------	----	-----	----	----

年 月 日

大阪府知事様

届出者 名称 代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり 一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

の場所一般廃設置	乗物処理施設の設置 乗物処理施設の種類 の届出の年月日 一般廃棄物処理施設 において処理する一般廃棄物の種類	年	月	Ħ
	一般廃棄物処理施設 の処理能力(一分場 乗物の最終処力の場合に ある場合に は、一般廃棄物の は、一般廃棄 立処分の がの は、一般所の 面積及び 立場所の 立容量)	変更前 m³/日()時間 t/日()時間 m³/時間 f/時間 v/時間 t/時間 v/格子面積 m³ 埋立地の面積 m³ 埋立容量 m³	t m³ t 火格・	変更後 /日()時間 /日()時間 /時間 /時間 /時間 がっている。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 がでする。 ができる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい
	△一般廃棄物処理施設の設置に関する計画 △一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の	理由			
着工予	定年月日	年	月	日
使用開始予定年月日		年	月	日

※事務処理欄

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。更に、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の施設の種類を括弧書すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること とし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更 後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び 構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理 系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類 の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物 化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌群数等の項目、最終処 分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水 基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、 同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させる ものとすること。